

固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

意見募集期間:令和4年7月27日(水)~同年8月30日(火)
案件番号:145209951

意見提出者一覧 意見提出者 8件(法人:5件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人①
2	個人②
3	個人③
4	KDDI株式会社
5	楽天モバイル株式会社
6	東日本電信電話株式会社
7	西日本電信電話株式会社
8	ソフトバンク株式会社

・ 総論

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 本答申(案)に記載されたそれぞれの方向性に沿って対応していくことで、全体として、より効率的な制度運用が可能となり、ひいては国民負担の最小化が図られる方向にも進むと考えられることから、本答申(案)に賛同。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話の提供開始やIP網への移行、第一種公衆電話の設置基準の緩和ならびに災害時公衆電話のユニバーサルサービスへの追加等、固定電話を巡る環境変化を受けて、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額(以下、「補填額」という。)の算定方法や関連する接続料等の在り方について、関係事業者からのヒアリング等を含めて丁寧な議論が行われた結果、それぞれの課題に対して、適切な方向性が取り纏められたものと考えております。</p> <p>○ 本答申(案)に記載されたそれぞれの方向性に沿って対応していくことで、全体として、より効率的な制度運用が可能となり、ひいては国民負担の最小化が図られる方向にも進むと考えられることから、本答申(案)に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2</p> <p>● ワイヤレス固定電話及び災害時用公衆電話への当該交付金の交付については、その交付基準を明確にした上で、厳格に運用されるべき。</p>	<p>考え方 2</p>	
<p>○ ユニバーサルサービス交付金はその負担対象事業者や当該事業者が提供する電話回線の契約者の負担により成り立っていることから、これを抑制するためにも、真に必要な箇所に限り、真に必要な額のみが交付されるべきと考えます。そのため、ワイヤレス固定電話及び災害時用公衆電話への当該交付金の交付については、その交付基準を明確にした上で、厳格に運用されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ ワイヤレス固定電話の補填は、ワイヤレス固定電話の導入が交付金制度の運用との関係で恣意的に進められていないかを確認する観点も含め、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果(効</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	<p>果額の算定に必要なワイヤレスアクセス単価等の要素事項に係る情報を含む。)等を継続的に確認することが必要であると考えます。</p> <p>○ また、算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか継続的に確認することが必要であると考えます。</p> <p>○ 災害時用公衆電話の具体的な補填開始時期や補填内容については、第一種公衆電話の削減効果やN T T東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、初期の折衝期間終了後若しくはS T E P 1 期間中に検討を行うことが適当と考えます。</p>	

・第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等

第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等 第1節 検討の背景		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入者数の減少が続く中、効率化努力も限界に達しており、従来どおりのやり方ではこれ以上の費用削減は困難。 ● ワイヤレス固定電話の提供を通じたメタルコストの削減効果をより高めるためにも、今後のワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話の基本料収支の状況等を踏まえた上で、提供エリアの要件緩和についても検討を希望。 	<p>考え方3</p>	
<p>○ 現在、ユニバーサルサービス制度により、N T T東日本・西日本合計で約30億円／年の交付金を受けているところですが、加入者数の減少が続く中、加入電話・基本料の収支は、2020年度▲510億円の赤字となっています。、当社はこれまで、業務・拠点・設備の集約等、様々な効率化への取り組みを重ねてまいりましたが、こうした効率化努力も限界に達しており、従来どおり</p>	<p>○ N T T東日本・西日本は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項により、原則、自ら設置する電気通信設備を用いることとされており、他者設備の利用は、「電話の役務をあまねく目的業務区域</p>	<p>無</p>

<p>のやり方ではこれ以上の費用削減は困難な状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このような状況の中、当社としては、お客様にできる限り負担をかけずに、引き続き固定電話サービスを維持していくため、メタルケーブルの老朽化等に伴う再敷設を回避する観点から、山間エリア・離島エリア等において、モバイル網を活用した無線による固定電話（ワイヤレス固定電話）を提供していく予定です。 ○ 今後、さらなる加入者数の減少が見込まれる中、ワイヤレス固定電話の提供等を通じてメタルケーブルに係るコスト削減に努め、赤字の拡大を回避していく考えです。 ○ 現在、ワイヤレス固定電話の提供エリアは「需要が極めて限定的であって、メタル回線の更新・再敷設や光化を行おうとした場合、極めて不経済となり、かえって全体の投資計画に支障をきたすおそれがあるような場合（極めて高コストな地域等）に限る」とされ、提供エリアについて厳格な要件が設けられた結果、加入電話回線数1,360万回線（令和3年9月末時点）に対してワイヤレス固定電話の提供要件を満たす回線数は約60万回線に留まっています。 ○ ワイヤレス固定電話の提供を通じたメタルコストの削減効果をより高めるためにも、今後のワイヤレス固定電話の提供状況や加入電話の基本料収支の状況等を踏まえた上で、提供エリアの要件緩和についても検討をお願いします。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」に限り、例外的に認められていると承知しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現段階では、同法に基づく申請は行われていないと承知していますが、当該申請が行われた際には、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）第2条の3の規定に基づき、総務省による認可審査が適切に行われると承知しています。 ○ なお、いただいた御意見については総務省において今後の参考とすべきと考えます。 	
<p>第2章 第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方 1 接続料原価の範囲</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入電話において基本料に対応する設備に該当する携帯電話網等について基本料の範囲とみなすこと、それ以外のコア網設備を接続料原価の範囲とすることは適当であるため賛同。 	<p>考え方4</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ワイヤレス固定電話は、加入電話のアクセス網部分を携帯電話網等により代替し提供するサービスであることを踏まえると、加入電話において基本料に対応する設備に該当する携帯電話網等について基本料の範囲とみなすこと、それ以外のコア網設備を接続料原価の範囲とすることは適当であるた 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>め、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業系のオペレーションシステムコストについては、接続料原価の範囲外であると理解。 ● 設備運営に係るオペレーションシステムについては、仮に今後システム改修が生じる場合、NTT東西からシステム改修の内容及び費用等について速やかに情報提供されるべき。 	考え方5	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続政策委員会において、ワイヤレス固定電話に係る東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東西殿」という。）のオペレーションシステムについても議論されました。 ○ 本答申案では、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備が接続料原価の範囲となっており、営業系のオペレーションシステムコストについては、接続料原価の範囲外であると理解しています。 ○ また、設備運営に係るオペレーションシステムについては、第61回接続政策委員会におけるNTT東西殿からの説明では現時点でシステム改修の見込みはないとのことでしたが、仮に今後システム改修が生じる場合には、NTT東西殿からシステム改修の内容及び費用等について速やかに情報提供されるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御理解のとおり、営業系のオペレーションシステムコストについては、接続料原価の範囲外と考えます。 ○ 設備運営に係るオペレーションシステムについては、仮に今後NTT東日本・西日本以外の事業者に影響が出る改修が行われる場合には、NTT東日本・西日本より速やかに情報提供がされる必要があると考えます。 	無
<p>第2章 第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方</p> <p>2 接続料原価の算定方法</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メタルケーブルに係るコスト削減の効果によりその改修に係る費用を賄うには、一定の期間が必要。 ● 本来、ワイヤレス固定電話の接続料は、その水準によらず、提供にあたって実際に要する費用に基づき算定されるべき。 ● ワイヤレス固定電話の提供に伴う効率性向上の効果を反映するのであれば、その効率性向上の実現に不可欠なネットワーク設備等の改修に係る費用についても接続料原価に反映される仕組みとすることが適当。 	考え方6	

<p>○ 前述のとおり、ワイヤレス固定電話はメタルケーブルに係るコスト削減により引き続き固定電話サービスを維持していくことを目的に提供していくのですが、その実現にあたっては、モバイル網との接続に係るネットワーク設備等の改修が不可欠であり、メタルケーブルに係るコスト削減の効果によりその改修に係る費用を賄うには、一定の期間が必要になります。</p> <p>○ また、ワイヤレス固定電話は、固定電話サービス維持のためにメタルケーブルの再敷設・維持に係るコストを削減することで固定電話サービスができるだけ効率的に提供していく目的で導入することから、その設備構築・運用においてもコスト効率化のインセンティブが自ずと働くものです。</p> <p>○ したがって、本来、ワイヤレス固定電話の接続料は、その水準によらず、提供にあたって実際に要する費用に基づき算定されるべきであり、ユニバーサルサービスに係る補填額算定においてワイヤレス固定電話の提供に伴う効率性向上の効果を反映するのであれば、その効率性向上の実現に不可欠なネットワーク設備等の改修に係る費用についても接続料原価に反映される仕組みとすることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、ワイヤレス固定電話の提供計画については、今後、ワイヤレス固定電話の提供エリアに係る認可申請において、「業務を営む理由」の一つとして、あらためて提示していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ ワイヤレス固定電話の接続料は、接続料原価の範囲となる各設備の性質に着目し、PSTNを構成する設備群の一部には非効率性の排除等を行うためLRIC方式、NGNを構成する設備群の一部には将来原価方式を用いて算定することが適当と考えます。</p> <p>○ ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものです。このような制度趣旨を踏まえると、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当でないため、御指摘の費用が接続料原価に反映されることは適当でないと考えます。</p>	無
<p>意見 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の算定方法について賛同。 ● ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の原価を上限とする措置について賛同。 	考え方 7	
<p>○ ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の算定方法について、現在のPSTN、NGNに係る機能の原価算定方法を踏まえると、PSTNを構成する設備はLRIC方式、NGNを構成する設備は将来原価方式により行うことは適当と考えます。また、新規に構築されるワイヤレス固定電話固有の設備は、NTT東日本・西日本がその構築及び維持を十分効率的に行うことを前提として、将来原価方式により行うことについて賛同いたします。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>○ なお、ワイヤレス固定電話は、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等にNTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものであることを踏まえ、接続事業者の負担が増大することは適当ではないとする考え方、これに伴い、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の原価を上限とする措置について賛同いたします。 【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワイヤレス固定電話用の新たな設備の構築及び維持が十分効率的なものとなっているか、その実態について接続事業者へ情報提供されるべき。 ● その際、接続料原価が低廉化しない等、効率性に疑義が生じる場合には、速やかにLRIC方式の導入について検討すべき。 	<p>考え方 8</p>	
<p>○ ワイヤレス固定電話用に新たに構築される音声通信用接続用ルータ、データ通信用接続用ルータ、ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAXサーバについては、NTT東西殿における設備の構築及び維持が十分効率的なものとなっているか、その実態について接続事業者へ情報提供されるべきと考えます。その際、接続料原価が低廉化しない等、効率性に疑義が生じる場合には、速やかにLRIC方式の導入について検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本は、御指摘の設備の構築及び維持を効率的に行う旨説明しているところ、その効率性の実態について継続的に確認し、必要に応じてその結果を公表することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本答申案に賛同。 ● ワイヤレス固定電話導入後の効率性の実態について継続的に注視することを要望。 ● 移行期間中のワイヤレス固定電話の導入回線数がごく限定的であり、導入前の接続料原価を上回ることが明らかと考えられるため、接続料の上昇を回避するための措置として本答申案の整理は妥当。 	<p>考え方 9</p>	
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>○ NTT東西殿においては、ワイヤレス固定電話導入に伴うコスト削減効果が確実に発揮されるように努めていただくとともに、総務省殿においてもワイヤレス固定電話導入後の効率性の実態について継続的に注視していただくことを要望します。</p> <p>○ 本来ワイヤレス固定電話は接続料原価の低廉化も見越して導入されるも</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>のと認識していますが、移行期間中のワイヤレス固定電話の導入回線数がごく限定的であり、導入前の接続料原価を上回ることが明らかと考えられるため、接続料の上昇を回避するための措置として本答申案の整理は妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>第2章 第2節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担の在り方 3 接続料の設定方法</p>		
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IP網への移行後の接続料設定方法について、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することは適当。 ● IP網への移行期間中は、加入電話/メタルIP電話の接続料として算定することが適当。 	<p>考え方10</p>	
<p>○ IP網への移行後の接続料設定方法について、メタルIP電話、ひかり電話の設備構成および電話品質等を踏まえると、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することは適当と考えます。また、IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定し、加入電話/メタルIP電話の接続料原価の一部とみなして算定することを踏まえると、加入電話/メタルIP電話の接続料として算定することが適当であるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>第2章 第3節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方等 1 加入者回線アクセス</p>		
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 補填額の算定にワイヤレス固定電話のコスト削減効果を正確に反映させるのであれば、本来は加入者回線コストをNTSコストと同様に地域別に算定することとした上で、ワイヤレス固定電話提供エリアの加入者回線コストにのみコスト削減効果を反映することが望ましい。 ● ワイヤレス固定電話の実現に当たっては、モバイル網との接続に係るネットワーク設備等の改修が不可欠であり、メタルケーブルに係るコスト削減の効果によりその改修に係る費用を賄うには、一定の期間が必要であるため、その際はアクセス回線に係るコストのみに着目するのではなく、ネットワー 	<p>考え方11</p>	

<p>ク設備等の改修に係る費用等を含め、ワイヤレス固定電話の提供に要するコスト全体を踏まえて扱いを判断していくことが必要。</p>		
<p>○ 現行の補填額算定スキームの下では、補填対象が実質的にNTSコストに限定されており、また、LRICモデルを用いて算定されるNTSコストは、收容局内に加入電話が1回線でも收容される以上は必ず発生するものであり、回線数の減少に応じて低減されにくい性質であることを踏まえ、補填額対象エリアにおける收容局の単位で、收容される回線全てがワイヤレス固定電話に移行しない限りは、補填額の削減効果は限定的になるものと想定しています。</p> <p>○ したがって、補填額の算定にワイヤレス固定電話のコスト削減効果を正確に反映させるのであれば、本来は加入者回線コストをNTSコストと同様に地域別に算定することとした上で、ワイヤレス固定電話提供エリアの加入者回線コストにのみコスト削減効果を反映することが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、答申案の通り、LRICモデルの外でワイヤレス固定電話のコスト削減効果の反映を行うとしても、前述のとおり、ワイヤレス固定電話の実現に当たっては、モバイル網との接続に係るネットワーク設備等の改修が不可欠であり、メタルケーブルに係るコスト削減の効果によりその改修に係る費用を賄うには、一定の期間が必要であるため、その際はアクセス回線に係るコストのみに着目するのではなく、ネットワーク設備等の改修に係る費用等を含め、ワイヤレス固定電話の提供に要するコスト全体を踏まえて扱いを判断していくことが必要です。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、現在の加入電話の補填額の算定では、加入者回線コストについては東日本・西日本単位で算定することとしていることから、仮に、現在の加入電話の補填額の算定方法を、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせた電話群に適用したとしても、算定される補填額には、効率性向上の効果が直接反映されないものと考えます。</p> <p>○ このため、本答申（案）では、ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤレス固定電話である回線の単価（モバイルアクセス単価）をベンチマーク値以下とし、当該回線による寄与を「補填額におけるワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額」とみなし、当初の補填額から控除することとしています。これにより、算定される補填額には、効率性向上の効果が十分に反映されるものと考えます。</p> <p>○ ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものです。このような制度趣旨を踏まえ、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当でないため、御指摘の費用</p>	<p>無</p>

	が接続料原価に反映されることは適当でない と考えます。	
意見12 ● ワイヤレス固定電話の提供開始後ただちにモバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になることはないため、少なくとも経過措置を設けることが必要。	考え方12	
○ N T Sコストは収容局内に加入電話が1回線でも収容される以上は必ず発生すること、また、モバイル事業者へ支払う費用には需要によって増減しない固定費も含まれていることから、ワイヤレス固定電話の提供開始後ただちにモバイルアクセス単価がベンチマーク値以下になることはないため、少なくとも経過措置を設けることが必要であると考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 本答申（案）では、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の間の経過措置を設けることが適当である旨を記載しているため、賛同の御意見として承ります。	無
意見13 ● ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチマーク値以下になるとして、当該回線の補填額を控除することを基本的な考え方としていることから、答申（案）に賛同。 ● ワイヤレス固定電話の導入初期において経過措置を設けることについては、モバイルアクセス部分の単価が高額となることが見込まれる等、一定の合理性があると考えられることから賛同。	考え方13	
○ ワイヤレス固定電話は、加入電話の提供が極めて不経済になる場合等に、効率性向上と将来にわたり電話を低廉に維持することを目的として限定的に導入されるものと理解しております。したがって、加入電話がワイヤレス固定電話へ移行した場合には、その導入目的に照らし、ワイヤレス固定電話への移行による効率性向上の効果を補填額に確実に反映する必要あると考えます。 ○ この点、答申（案）では、ワイヤレス固定電話へ移行した回線の単価はベンチマーク値以下になるとして、当該回線の補填額を控除することを基本的な考え方としていることから、答申（案）に賛同いたします。 ○ また、ワイヤレス固定電話の導入初期において経過措置を設けることについては、モバイルアクセス部分の単価が高額となることが見込まれる等、一定の合理性があると考えられることから賛同いたします。	○ 賛同の御意見として承ります。	無

【KDDI株式会社】		
第2章 第3節 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方等 3 制度運用		
意見14	考え方14	
<p>● ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果等を継続的に確認するとともに、その結果を公表すべき。(同旨三者)</p> <p>○ ワイヤレス固定電話を導入する趣旨を踏まえれば、NTT東日本・西日本は当然に高コスト地域(補填対象地域)から導入を行うとともに、極力早期に経過措置期間を終了させ、ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果等を補填額に反映する必要があると考えます。</p> <p>○ 答申(案)のとおり、ワイヤレス固定電話の導入が交付金制度の運用との関係で恣意的に進められていないかを確認する観点も含め、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果等を継続的に確認するとともに、その結果についても公表することが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p> <p>○ ワイヤレス固定電話は、加入電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、効率性向上を前提に地域電気通信業務の自己設備設置規定の例外として限定的に許容されたものです。</p> <p>○ したがって、ワイヤレス固定電話導入による効率化効果について、総務省殿において継続的に検証を行い、その結果を公表すべきと考えます。また、検証の結果、効率化の効果が適切に反映されていない場合は、費用の取り扱い・算定方法の見直しも含めた検討が必要です。</p> <p style="padding-left: 2em;">以上を踏まえ、本答申案について以下のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>P. 24</p> <p style="padding-left: 2em;">NTT 東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果(効果額の</p>	<p>○ 加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の交付金制度の運用に当たっては、交付金制度の適切な運用のため、NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の進捗状況、効率性向上の効果等を継続的に確認し、必要に応じてその結果を公表することが適当と考えます。</p>	無

<p>算定に必要なワイヤレスアクセス単価等の要素事項に係る情報を含む。)等を継続的に確認、検証し、その結果を公表することが必要である。また、算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか継続的に確認、検証し、その結果を公表することが必要である。なお、効率性向上の効果検証の結果、その効果が適切に反映されていない場合は、費用の取り扱いや算定方法の見直しも含め検討を行う。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p> <p>○ 「NTT東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況、ワイヤレス固定電話の具体的な導入地域及び当該地域における導入回線数並びに当該導入による効率性向上の効果（略）等」（P24）、「算定された補填額に、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果が適切に反映されているか」（同）について「継続的に確認」（同）することはもとより、当該確認の結果について広く開示する等の措置により、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填」について広く消費者の理解が得られるようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
--	--	--

・第3章 IP網への移行に伴う補填の在り方等

<p>第3章 第2節 ユニバーサルサービスの範囲の見直し 2 第一種公衆電話の市内通信</p>		
<p>意見15</p> <p>● 第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的には費用負担の在り方も含めてユニバーサルサービスの範囲についての議論が必要。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ IP網移行に伴い利用者料金が全国一律となることや、携帯電話等への通話も増加している中、戸外における通信手段の確保という本来の制度目的を踏まえると、第一種公衆電話のユニバーサルサービスの範囲を市内通信に限定する理由は薄れていると考えており、今後の環境変化等も踏まえ、将来的に</p>	<p>○ トラヒックに占める市内通信の割合は、ユニバーサルサービス基金による補填開始直後の平成19年度から大幅な減少がないことから、公衆電話における「市内通信」は、依然として「基</p>	<p>無</p>

<p>は費用負担の在り方も含めてユニバーサルサービスの範囲についての議論が必要と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>礎的な通信手段」として重要な意味を持っていると考えます。一方で、公衆電話の「市内通信」のトラヒックが減少傾向にある点は事実であるため、第一種公衆電話の市内通信の扱いについては、今後の環境変化を見極めつつ補填の在り方と合わせて検討していく必要があると考えます。</p>	
<p>意見16</p> <p>● 第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスの対象とすることとする本答申案の方向性に賛同。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 社会経済環境が大きく変化している中でも、その役割の重要性に変わりはないことから、第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスの対象とすることとする本答申案の方向性に賛同します。</p> <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第3節 第一種公衆電話の補填額算定 1 補填の対象及び算定方法</p>		
<p>意見17</p> <p>● 「第一種公衆電話発の市内通信」がユニバーサルサービスの対象とされていることに照らすと、本来は、他事業者の料金設定呼についても算定対象とすることが適切。</p>	<p>考え方17</p>	
<p>○ 電気通信事業法に規定されている基礎的電気通信役務は、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして、料金設定権に関わらず「第一種公衆電話発の市内通信」がユニバーサルサービスの対象とされているものと理解しています。</p> <p>○ 上記の基礎的電気通信役務の範囲に照らすと、本来は、他事業者の料金設定呼についても算定対象とすることが適切と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 御意見のとおり、料金設定権に関わらず「第一種公衆電話発市内通信」がユニバーサルサービスの対象となります。他方で、IP網への移行後、事業者間精算のためのエリア情報の流通が行われなくなり、他事業者の料金設定呼に対する収益・費用を算出するためには、他事業者側のシステム改修や推計値の使用が必要となることから、理論上同額となる他事業者の料金設置呼分の収益・費用を相殺し、補填額算定がより簡便となる考え方を示しています。</p>	<p>無</p>

<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一種公衆電話の市内通信の補填額の算定に当たっては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社における当該市内通話事業の収支構造について広く公表されることが望ましい。 	<p>考え方18</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種公衆電話の公共性に鑑みその市内通信の収支差額分（赤字相当分）がユニバーサルサービス交付金により補填されていることから、その補填額の算定にあたっては、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下あわせて「NTT 東西殿」という。）における当該市内通話事業の収支構造について広く公表されることが望ましいと考えます。 【楽天モバイル株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的電気通信役務を提供する適格電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第44条の4第3項に基づき、毎事業年度、基礎的電気通信役務に関する収支表を公表することとされています。 	<p>無</p>
<p>第3章 第4節 移行期間中の補填額算定方法 1 LRIC方式による補填額の算定</p>		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● LRIC方式は、現実的には到底実現不可能であるという問題を抱えており、音声接続料やユニバーサルサービス交付金の算定に対して適用することは、適切ではない。 ● 設備の実態としては、IP網への移行後においても加入者交換機がメタル収容装置として活用されることから、実際の設備に近似している第8次PSTN-LRICモデルのみを適用することが望ましく、少なくとも実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づいたモデルを適用すべき。 	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルサービスである加入電話の基本料は、NTT東日本・西日本合計で2020年度▲510億円の赤字となっている一方、ユニバーサルサービス交付金による補填は約30億円のみとなっており、それ以外の赤字は、当社が負担、ひいては当社サービスの利用者のみが負担しているところです。 ○ これは、ユニバーサルサービス交付金はLRICモデルにより計算され、かつベンチマーク方式により補填対象が極めて限定的な範囲にとどまっているためであると認識しています。 ○ 特にLRIC方式は現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いることを前提として、現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用を算定する方式ですが、需要の大きく減少している固定電話において、需要に応じて設備量を減少させていくことは極めて困難である等、現実的には到底実現 	<ul style="list-style-type: none"> ○ LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として現在需要を賄う通信網を構築した場合の費用をモデル化して算定するものであり、第一種指定電気通信設備制度の下での加入電話の接続料及びユニバーサルサービス制度に係る補填額算定において、非効率性の排除と、適正性・公平性・透明性の確保に大きく貢献していると認められます。 ○ IP網への移行後の取り扱う回線種別に関して、いただいた御意見については総務省にお 	<p>無</p>

<p>不可能であるという問題を抱えており、音声接続料やユニバーサルサービス交付金の算定に対して適用することは、適切ではないと考えます。</p> <p>○ こうしたことから、当社としては、既に固定電話が「競争フェーズ」から「縮退フェーズ」へと移行しており、政策目的の転換が必要な状況にあると考えているところですが、仮に、ユニバーサルサービス交付金の算定においてLRIC方式を用いる場合、IP網への移行期間中において第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルの組み合わせによる適用とする方法は、当該期間における接続料算定方法との整合は図られるものと考えます。一方、設備の実態としては、IP網への移行後においても加入者交換機がメタル収容装置として活用されることから、実際の設備に近似している第8次PSTN-LRICモデルのみを適用することが望ましく、少なくとも実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づいたモデルを適用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>いて今後の参考とすべきと考えます。</p>	
<p>意見20</p> <p>● 「第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とする」措置は、接続料金の算定方法と同様の考え方にに基づき、IP網への移行期間中に限り行われるものと認識。</p> <p>● 必要な費用の接続料原価への算入は合理的ではあるものの、NTT 東西殿による相応のコスト削減努力もまた必要。</p>	<p>考え方20</p>	
<p>○ 「第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とする」(P34) 措置は、接続料金の算定方法と同様の考え方にに基づき、IP網への移行期間中に限り行われるものと認識しております。</p> <p>○ 一方、必要な費用の接続料原価への算入は合理的ではあるものの、NTT 東西殿による相応のコスト削減努力もまた必要であると考えます。</p> <p>○ 第9次IP-LRICモデルの適用にあたっては、接続料金の算定と同様の考え方にに基づき補填額の算定が行われるものと認識しております。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 御認識のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見21</p> <p>● 第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-L</p>	<p>考え方21</p>	

R I Cモデルによる補填額算定値の加重平均値をとることについて賛同。		
<p>○ I P網への移行期間中の補填額算定については、答申（案）で取り纏められたとおり、第8次P S T N—L R I Cモデルによる補填額算定値と第9次I P—L R I Cモデルによる補填額算定値の加重平均値をとることについて賛同いたします。これにより、接続料算定に用いるモデルとの整合が図られるとともに、現時点で利用可能な技術を用いて効率的に構築された設備を前提とした補填額の算定が可能になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【K D D I 株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見22	考え方22	
<p>● 緊急通報や公衆電話のコスト算定方法に関しても長期増分費用モデル研究会にて議論されており、それを踏まえた対応をとることが適当。</p> <p>○ 本答申案に賛同します。緊急通報や公衆電話のコスト算定方法に関しても長期増分費用モデル研究会にて議論されており、それを踏まえた対応をとることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
第3章 第4節 移行期間中の補填額算定方法 2 第9次I P—L R I Cモデルの適用方法		
意見23	考え方23	
<p>● 暫定的にモデル外での補正を行い、十分に効率的な設備配置に近付けた上で第9次I P—L R I Cモデルを適用することが妥当である、とされた答申（案）に賛同。</p> <p>○ 第9次I P—L R I Cモデルが、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっておらず、L R I Cモデルに求められる「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに設備を構成できるものであること」を満たしていないことが判明したことから、暫定的にモデル外での補正を行い、十分に効率的な設備配置に近付けた上で第9次I P—L R I Cモデルを適用することが妥当である、とされた答申（案）に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【K D D I 株式会社】</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

・第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方

第4章 第2節 第一種公衆電話の削減と補填		
1 NTT東日本・西日本による削減と補填期間		
意見24	考え方24	
<ul style="list-style-type: none"> ● 第一種公衆電話の撤去にあたっては、2031年度（令和13年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考え。 ● STEP2以降の超過設置台数分及び撤去費用の補填の在り方については、撤去状況や撤去による費用効率化効果、削減計画の進捗及び災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等、今後の状況を踏まえて適切に検討すべき。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種公衆電話の撤去にあたっては、工事に一定のリソースが必要となることや、公衆電話機を設置する施設の管理者等から工事の実施についての承諾を得る必要があること等から、最終的な設置台数の削減に至るまで一定の期間が必要になりますが、当社としては、2031年度（令和13年度）末までに削減を完了するよう計画的に実施していく考えです。 ○ なお、STEP2以降の超過設置台数分及び撤去費用の補填の在り方については、撤去状況や撤去による費用効率化効果、削減計画の進捗及び災害時用公衆電話への補填が見込めるか否か等、今後の状況を踏まえて適切に検討すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ STEP2の補填の在り方については、賛同の御意見として承ります。 ○ STEP2終了後（令和14年度以降）については、当初計画期間終了後も撤去困難電話機を補填し続けることで、災害時用公衆電話への補填が十分に行われない可能性や、最終的に利用者負担が継続し続けるという点を踏まえ、超過設置台数分及び撤去費用については補填の対象外とすることが適当と考えます。 	無
第4章 第2節 第一種公衆電話の削減と補填		
2 第一種公衆電話の撤去に要する費用への補填		
意見25	考え方25	
<ul style="list-style-type: none"> ● 撤去費用も事業運営に必要不可欠な費用であり、補填の対象になることに賛同。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種公衆電話は、ユニバーサルサービスとして継続的に役務提供していくため、情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」（令和3年答申）でも「効率化に必要となる撤去費用については、交付金の対象とすることが適当」とされたとおり、撤去費用も事業運営に必要不可欠な費用であり、補填の対象になることに賛同します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	無

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】		
意見26 ● 撤去費用含め第一種公衆電話に関する全ての費用のうち、真に必要なもののみがその交付の対象とされるものと認識。	考え方26	
○ ユニバーサルサービス交付金はその負担対象事業者や当該事業者が提供する電話回線の契約者により成り立っていることから、これを抑制するためにも、撤去費用含め第一種公衆電話に関する全ての費用のうち、真に必要なもののみがその交付の対象とされるものと認識しています。 【楽天モバイル株式会社】	○ ユニバーサルサービス交付金については、対象となっている基礎的電気通信役務毎に算定方法が定められていますが、ご指摘のとおり、いずれも真に必要な費用のみが計上されていると承知しています。また、削減対象となる第一種公衆電話の撤去費用についても、実際に要した費用をベースにNTT東日本・西日本の非効率性を排除した形で算定されるべきと考えます。	無
第4章 第2節 第一種公衆電話の削減と補填 3 ユニバーサルサービスごとの収支と補填額との関係		
意見27 ● ユニバーサルサービスの実際の赤字額と補填額との関係については、第一種公衆電話のみに限定するのではなく、ユニバーサルサービス全体での実際の赤字額と補填額の関係に着目すべき。	考え方27	
○ ユニバーサルサービス全体では、NTT東日本・西日本合計で2020年度▲550億円の赤字に対して、ユニバーサルサービス交付金による補填は約70億円にとどまっています。そのため、ユニバーサルサービスの実際の赤字額と補填額との関係については、第一種公衆電話のみに限定するのではなく、ユニバーサルサービス全体での実際の赤字額と補填額の関係に着目すべきと考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ ユニバーサルサービス交付金制度では、赤字分のすべてを交付金で充てることにすると、単に会計上の赤字補填の制度となり、ユニバーサルサービスの提供に係る経営の効率化を図ることを前提に外部補助を行うという制度の趣旨に適合しないため、交付金を「赤字の一部に充てる」という考え方をとっています。 ○ 補填額の算定に当たっては、対象となっている基礎的電気通信役務で異なる方法が用いられていることから、実際の赤字額と補填額との関係についても、役務ごとに判断することが適当と考えます。	無

	○ なお、今後も、実際の赤字額をLRIC方式により算定された補填額が大きく上回る状況が続く場合は、将来的に補填額の算定方法について見直しを行う必要があると考えます。	
第4章 第2節 第一種公衆電話の削減と補填 4 その他（第一種公衆電話の設置場所）		
意見28 ● 公共施設や医療施設、教育施設等の敷地・建物に設置されている第一種公衆電話のうち、撤去が必要にもかかわらずこれが困難なものについては、設置基準に基づいての第二種公衆電話への転換についても検討すべき。	考え方28	
○ 公共施設や医療施設、教育施設等の敷地・建物に設置されている第一種公衆電話のうち、撤去が必要にもかかわらずこれが困難なものについては、設置基準に基づいての第二種公衆電話への転換についても検討すべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○ 対象時間や利用者が限定され、必ずしも公衆が常時又は容易に使用できるとは言い難い場所に設置されている第一種公衆電話については、第一種公衆電話の設置の趣旨を踏まえるとともに、当該電話機の利用実態等に基づく設置の必要性を考慮した上で、第一種公衆電話としての設置の要否を検討すべきと考えます。	無
第4章 第2節 第一種公衆電話の削減と補填 5 その他（第二種公衆電話の削減との関係）		
意見29 ● 第二種公衆電話の撤去は、当社の経営判断に委ねられるべきと考えるが、利用者の負担を軽減するため、第一種公衆電話の削減についても計画通り進むよう努めていく考え。	考え方29	
○ 第二種公衆電話は、当社の負担・経営判断により当社が採算性を基準として設置しているものであり、法令により設置が義務付けられる第一種公衆電話とは性質が異なるものです。 ○ 第二種公衆電話の撤去は、当社の経営判断に委ねられるべきと考えますが、ご利用者の負担を軽減するため、第一種公衆電話の削減についても計画通り進むよう努めていく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 第一種公衆電話は、最終的には利用者負担において維持されているものであり、設置基準より大幅に超過する台数を長期間利用者負担による補填の対象としつつ、その間にNTT東日本・西日本が採算性を理由に第二種公衆電話の撤去を進めることは、利用者の理解を得難いと考えます。このため、NTT東日本・西日本は、第一種公衆電話の削減が計画どおり進むよう、	無

	優先的に取り組むことが適当と考えます。	
第4章 第3節 災害時用公衆電話の補填		
意見30 ● 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえると、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当。 ● ユニバーサルサービス料の上昇を抑制する観点から、全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要。	考え方30	
○ これまで、災害時用公衆電話の維持コストについては、公衆電話機能の接続料に加算することで、当社を含めた電気通信事業者全体で維持費を負担してきましたが、今後、IP網への移行に伴い料金設定権が当社に変更されていくなか、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして維持していくことを踏まえると、これに係るコストについては、原則、全額を補填の対象として整理することが妥当と考えます。 ○ ユニバーサルサービス料の上昇を抑制する観点から、全額を補填の対象とすることが困難な場合、補填の対象外となる部分については、今後も引き続き接続料で精算する等、負担の公平性を確保するための仕組みが必要と考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 災害時用公衆電話の補填は、アクセス回線部分について基本的に全額をユニバーサルサービス交付金の対象とすることが望ましいと考えますが、災害時用公衆電話の具体的な補填開始時期や補填内容については、第一種公衆電話の削減効果やNTT東日本・西日本が作成する削減計画を踏まえ、初期の折衝期間終了後若しくはSTEP1期間中に検討を行うことが適当と考えます。	無
意見31 ● 災害時用公衆電話に係る費用にユニバーサルサービス交付金の交付による補填が新たに行われる場合には、対象を真に必要な箇所に限り、真に必要な期間のみ通話料を無料とするなどの方策を講じるべき。	考え方31	
○ ユニバーサルサービス交付金はその負担対象事業者や当該事業者が提供する電話回線の契約者の負担により成り立っていることから、これを抑制するためにも、災害時用公衆電話に係る費用にユニバーサルサービス交付金の交付による補填が新たに行われる場合には、対象を真に必要な箇所に限り、真に必要な期間のみ通話料を無料とするなどの方策を講じるべきと考えます。	○ 災害時用公衆電話に係る補填については、情報通信審議会答申「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月)において示したとおり、対象をアクセス回線部分のみとすることが適当と考えます。また、通話に係る費用については、現在、NTT東日本・西日	無

【楽天モバイル株式会社】	本と接続電気通信事業者等との間で、相互に請求しないことが取り決められています。
--------------	---

・その他

意見32	考え方32
<p>● 第一種公衆電話の削減について、一定数確保しておくことが必要。</p> <p>○ 第4章について意見を申し上げる。</p> <p>第一種公衆電話の削減について、確かに現行の設置台数はやや多く、NTTの負担となっていることは否めないが、現在約10万台の公衆電話を3万台まで削減するのは、やり過ぎであると思う。</p> <p>先日のKDDIの携帯電話通信障害の際に、急を要する連絡手段として利用された例がよくみられたことから、ある程度の台数の公衆電話を常設しておくことが望ましいと思う。</p> <p>設置基準について見直し、4―5万台ぐらいは確保しておくことが必要ではないか。</p> <p>あるいは、単純に公衆電話を撤去するのではなく、緊急通報(110/119/118)のみができる電話装置を代わりに設置するという点についても提案する。</p> <p>緊急通報のみの電話設備であれば、課金装置は不要であるし、集金のコストも要しないため、NTTの負担は小さいと思われる。</p> <p>ユニバーサルサービスを維持するため、交付金を受けている以上、NTTとしても最低限の公共サービスはきちんと提供すべきであると思う。</p> <p>無論、利用者の側でも、ユニバーサルサービス料をある程度負担しなければならぬことは承知である。</p> <p>現在ユニバーサルサービス料は1回線3円程度で推移しているが、私としてはこれを10―15円程度まで引き上げることに賛成であるし、そうすべきである。</p> <p>また、放送と通信の融合が進む現在、通信のユニバーサルサービス確保のためにNHKや民間放送局から一定額を拠出させることも検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人①】</p>	<p>○ 本答申(案)における意見募集の対象は、第一種公衆電話の具体的な削減計画や、第一種公衆電話及び災害時用公衆電話のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方に関するものであり、いただいた御意見については、総務省において今後の参考とすべきと考えます。</p> <p>なお、公衆電話の設置基準については、公衆電話の利用が大きく減少している一方で、災害時用公衆電話のニーズが高まっている状況を踏まえ、電気通信事業法施行規則の一部が改正され、令和4年4月1日より、新たな設置基準が施行されています。</p> <p>改正後の設置基準においては、最終的な第一種公衆電話の設置台数は概ね3万台程度となる見込みですが、設置場所については「公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所」として、一定の基準が示されており、利便性の確保に配慮した基準とされています。</p>

無

<p>○ 公衆電話については、災害対応の重要インフラと位置付け、ある程度国が費用負担してでも、現状程度の数は維持すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人③】</p>		
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「固定電話」と「ワイヤレス固定電話」と「加入電話」の違いは何か。 ● 「公衆交換電話」と「公衆電話」の違いは何か。 ● 総務省における「Traffic Sensitive」の読み方は何か。 ● 「IP電話」と「ひかり電話」の違いは何か。 ● 「携帯電話」と「スマートフォン」は意味が一緒なのか。「PHS」も「携帯電話」に含まれているのか。 	<p>考え方33</p>	
<p>○ 答申（案）1ページの「ワイヤレス固定電話」ってそれも含めて「固定電話」と今まで総務省で使っていませんでした？ いつのまに「固定電話」と「ワイヤレス固定電話」に分かれたのか？ 2ページに「加入電話」もあるし、どれがどれなのか説明してほしい。 「加入電話」って「固定電話」の事なのに、何が違うのか？</p> <p>○ 1ページの「公衆交換電話」と2ページの「公衆電話」は何が違うのか？</p> <p>○ 5ページの「Traffic Sensitive」これは総務省ではなんと読んでいるのか？ 「Traffic」（トラフィック）をトラヒックと総務省では読んでいるはずである。 この案でも全て「トラヒック」になっている。 しかしGoogle Androidでは「トラフィック」で「Traffic」と入力候補が出るが、「トラヒック」では出ないのである。 どっちでもいいが、なぜ複雑になるのだろうか。</p> <p>○ 12ページの「IP電話」「ひかり電話」の違いが分からない。</p> <p>○ 47ページの「携帯電話」は「スマートフォン」の事か？ 「携帯電話」と「スマートフォン」は意味が一緒なのかどうか、これは判断が分かれる所である。 そして47ページの「携帯電話」にはPHSは含まれるのか、これも判断が分かれる。 「携帯電話」ではなく「携帯する電話」にすれば「スマートフォン」「携帯</p>	<p>○ 本答申（案）では、「加入電話」、「公衆電話」、「ワイヤレス固定電話」等を含めて固定電話としています。</p> <p>○ 本答申（案）では、「公衆交換電話網」と記載しており、「公衆交換電話網」と「公衆電話」は電話網と電話という違いがあります。</p> <p>○ 本答申（案）では、「トラヒック」で統一しています。</p> <p>○ 本答申（案）では、「IP電話」とは、インターネットプロトコルを用いた電話を指し、「ひかり電話」はNTT東日本・西日本のサービス名を指しています。</p> <p>○ 本答申（案）では、フィーチャーフォンやスマートフォンを携帯電話に含めています。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

電話「PHS」の全てが含まれているのは一目瞭然なのでそうしてほしい。

【個人②】